

大阪市教育委員会規則第8号

大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市奨学条例施行規則(平成22年大阪市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

また、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(奨学費の <u>申請等</u>)	(奨学費の <u>申請</u>)
第4条 奨学費の支給を受けようとする者は、大阪市奨学費受給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、委員会が定める期日までに、委員会に提出しなければならない。	第4条 [同左]
[(1) 略]	[(1) 同左]
[削る]	<u>(2)</u> 在学証明書その他申請者が在学していることを証明する書類
<u>(2)・(3)</u> [略]	<u>(3)・(4)</u> [同左]
<u>2</u> 委員会は、 <u>前項本文の規定による申請があった場合において、奨学生選定にあたり、必要な申請者の情報を申請者が在学する高等学校等の校長や関係行政機関に照会することができる。</u>	[新設]
<u>3</u> <u>申請者が在学する高等学校等の校長は、前項本文の規定による照会を委員会から受けた場合において、委員会が定める期日までに、大阪市奨学費申請者在籍確認表(第2号様式)によって申請者の在籍状況を委員</u>	[新設]

会に提出することとする。

(奨学生の選定)

第5条 委員会は、前条第1項本文の規定による申請があった場合において、条例第5条の規定により奨学生として選定することを決定したときは、申請者に対し、奨学生選定通知書(第3号様式)を交付するものとする。

2 委員会は、前条第1項本文の規定による申請があった場合において、条例第5条の規定により奨学生として選定しないことを決定したときは、その理由を付して、申請者に対し、奨学生不選定通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(奨学費の支給の決定)

第6条 委員会は、条例第6条第1項本文の規定により、奨学費を支給することを決定したときは、奨学生に対し、奨学費支給決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。

2 委員会は、条例第6条第1項ただし書の規定により、奨学費を支給しないことを決定したときは、その理由を付して、奨学生に対し、奨学費不支給決定通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(支給の請求)

第8条 奨学生は、条例第6条第1項に規定する支給の決定額の範囲内において、奨学費の支給を請求しようとするときは、奨学費請求書(第7号様式)に前条に規定する費用を証明する書類を添えて、委員会が定め

(奨学生の選定)

第5条 委員会は、前条の規定による申請があった場合において、条例第5条の規定により奨学生として選定することを決定したときは、申請者に対し、奨学生選定通知書(第2号様式)を交付するものとする。

2 委員会は、前条の規定による申請があった場合において、条例第5条の規定により奨学生として選定しないことを決定したときは、その理由を付して、申請者に対し、奨学生不選定通知書(第3号様式)を交付するものとする。

(奨学費の支給の決定)

第6条 委員会は、条例第6条第1項本文の規定により、奨学費を支給することを決定したときは、奨学生に対し、奨学費支給決定通知書(第4号様式)を交付するものとする。

2 委員会は、条例第6条第1項ただし書の規定により、奨学費を支給しないことを決定したときは、その理由を付して、奨学生に対し、奨学費不支給決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。

(支給の請求)

第8条 奨学生は、条例第6条第1項に規定する支給の決定額の範囲内において、奨学費の支給を請求しようとするときは、奨学費請求書(第6号様式)に前条に規定する費用を証明する書類を添えて、委員会が定め

る当該年度の請求期日までに、委員会に提出しなければならない。

(支給額の確定)

第9条 委員会は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査して支給すべき奨学費の額を確定し、奨学生に対し、奨学費支給金額確定通知書(第8号様式)を交付するものとする。

(異動の届出)

第11条 奨学生又は奨学費の申請を行っている者(以下「奨学生等」という。)は、次に掲げる場合には、奨学生等変更届(第9号様式)に委員会が定める書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

[(1)～(6) 略]

(在学状況変更の報告)

第12条 奨学生等の在学する学校の校長は、奨学生等が退学、転学、停学又は休学したときは、奨学生等在学状況変更報告書(第10号様式)により、速やかにその事実を委員会に報告しなければならない。

(支給の決定の取消し)

第13条 委員会は、条例第7条の規定により奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、その理由を付して、奨学生に対し、奨学費支給決定全部・一部取消通知書(第11号様式)を交付するものとする。

(支給の停止又は減額)

第14条 委員会は、条例第8条の規定により奨学費の支給を停止し、又は奨学費を減額したときは、その理由を付して、奨学生に対

る当該年度の請求期日までに、委員会に提出しなければならない。

(支給額の確定)

第9条 委員会は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査して支給すべき奨学費の額を確定し、奨学生に対し、奨学費支給金額確定通知書(第7号様式)を交付するものとする。

(異動の届出)

第11条 奨学生又は奨学費の申請を行っている者(以下「奨学生等」という。)は、次に掲げる場合には、奨学生等変更届(第8号様式)に委員会が定める書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

[(1)～(6) 同左]

(在学状況変更の報告)

第12条 奨学生等の在学する学校の校長は、奨学生等が退学、転学、停学又は休学したときは、奨学生等在学状況変更報告書(第9号様式)により、速やかにその事実を委員会に報告しなければならない。

(支給の決定の取消し)

第13条 委員会は、条例第7条の規定により奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、その理由を付して、奨学生に対し、奨学費支給決定全部・一部取消通知書(第10号様式)を交付するものとする。

(支給の停止又は減額)

第14条 委員会は、条例第8条の規定により奨学費の支給を停止し、又は奨学費を減額したときは、その理由を付して、奨学生に対

し、奨学費支給停止・減額通知書(<u>第 12 号様式</u>)を交付するものとする。 第 1 号様式 〔様式 別紙 2 挿入〕 第 2 号様式 〔様式 別紙 3 挿入〕 <u>第 3 号様式</u>～<u>第 12 号様式</u> 〔略〕	し、奨学費支給停止・減額通知書(<u>第 11 号様式</u>)を交付するものとする。 第 1 号様式 〔様式 別紙 1 挿入〕 〔新設〕 <u>第 2 号様式</u>～<u>第 11 号様式</u> 〔同左〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[第1号様式 別紙1]

第1号様式

(表)

年度 大阪市奨学費受給申請書

申請者 本人	フリガナ			男	年齢	申請日	年	月	日
	氏 名			女	歳				
	学校 科 第 学年						☐ 全 日 制	☐ 定 時 制	☐ 通 信 制
連絡先 (保護者)	自宅電話番号： — —			携帯電話番号： — —					

この申請書の記載内容に誤りがあった場合や、奨学費の支給の決定の全部または一部を取り消された場合、奨学費の返還を申請者本人または保護者に求めることがあります。

生計を一にする者 ※生計を一にする者とは、同居する者全員と別居であっても扶養関係がある者などをいいます。						
続 柄	氏 名	生年月日	収入の 有無	収入・所得の確認方法 (いずれか□にチェック) ※裏面の注意事項を必ずご確認ください		
	住 所	在籍学校名		①	②	③
本 人	〒 — 大阪市	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	〒 —	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	□本人と同じ	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	〒 —	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	□本人と同じ	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	〒 —	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	□本人と同じ	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	〒 —	年 月 日	有・無	☐	☐	☐
	□本人と同じ	年 月 日	有・無	☐	☐	☐

上記以外に親権を行う者がいる場合は以下を記入してください。

1 親権者氏名() 2 住所()

3 生年月日(年 月 日) 4 当該親権者について、該当する次の□にチェックしてください。

☐ 年度市(町村)民税所得割が非課税である。

☐ 年度市(町村)民税所得割が課税である。(当該親権者の課税証明書の提出の必要があります。)

家庭状況等について(1、2の該当する数字を○で囲み、3、4は人数を記入してください。)

1 父母について ①両親あり ②ひとり親家庭 ③その他()

2 同居の祖父母の有無 ①有り ②無し

3 同居している家族(申請者を含む)の総人数 ()名

4 扶養関係のある別居している家族の人数 ()名

裏面にも記入箇所があります。

(裏)

高等学校等の在籍期間									
(1) 現在、在籍している高等学校等の学校名、在籍期間を1に記入してください。									
(2) 現在、在籍している高等学校等の前に在籍した高等学校等があれば、2、3に直近のものから記載してください。									
高等学校等名					在籍期間				
1					年 月 日～ 現在				
2					年 月 日～ 年 月 日				
3					年 月 日～ 年 月 日				
大阪府「奨学のための給付金」以外の給付型奨学金の申請状況等									
(次のいずれかの□にチェックを入れ、申請している場合は奨学金名を記入してください。)									
☐ 申請している(奨学金名) ・ ☐ 申請していない									
口座振替の申出 ※口座は奨学生本人名義のものに限ります。銀行名、支店名、口座番号、 口座名義等が記載された通帳の写しを添付してください。									
奨学費の支払については、今後、次の私名義の預金口座に口座振替されるよう依頼します。 ただし、選定されなかった場合は依頼を取り消します。									
振込先金融機関名		銀行 信用金庫 労働金庫			支店 出張所		預金種別		☐ 普 通 ☐ 貯 蓄 ☐ その他
口座番号		No.						(フリガナ) 口座名義	

※収入・所得（税情報等）の確認方法について

※市民税・府民税の申告を必ず行っただけで、①～③を選択してください。

- ①教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意する。
- 「 年度 市民税・府民税証明書」等の提出が省略できます。なお、同意されても税情報等が確認できない場合は必要書類を求める場合があります。
- ②教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意しない。
- 「 年度 市民税・府民税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の提出が必要となります。
- ③「 年度 市民税・府民税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の書類を提出する。
- 年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録されていなかった方。

[第1号様式 別紙2]

第1号様式

(表)

年度 大阪市奨学費受給申請書

私（申請者）は、大阪市奨学条例施行規則第4条第2項の規定のとおり、申請者の学校への在籍状況や生活保護適用の有無等、教育委員会が審査に必要と判断した情報について、申請者の在籍校及び関係行政機関へ照会し、取得することに同意し、申請します。

申請者 本人	フリガナ			男	年齢	申請日	年	月	日
	氏名			女	歳				
	学校						科	第	学年
連絡先 (保護者)	自宅電話番号： — — 携帯電話番号： — —								

この申請書の記載内容に誤りがあった場合や、奨学費の支給の決定の全部または一部を取り消された場合、奨学費の返還を申請者本人または保護者に求めることがあります。

生計を一にする者 ※生計を一にする者とは、同居する者全員と別居であっても扶養関係がある者などをいいます。									
続柄	氏名	生年月日	収入の有無	収入・所得の確認方法 (いずれか□にチェック)					
	住所	在籍学校名	※裏面の注意事項を必ずご確認ください						
本人		年 月 日	有・無	①	②	③			
	〒 — 大阪市			☐	☐	☐			
		年 月 日	有・無	①	②	③			
	〒 — □本人と同じ			☐	☐	☐			
		年 月 日	有・無	①	②	③			
	〒 — □本人と同じ			☐	☐	☐			
		年 月 日	有・無	①	②	③			
	〒 — □本人と同じ			☐	☐	☐			
		年 月 日	有・無	①	②	③			
	〒 — □本人と同じ			☐	☐	☐			
		年 月 日	有・無	①	②	③			
	〒 — □本人と同じ			☐	☐	☐			
上記以外に親権を行う者がいる場合は以下を記入してください。 1 親権者氏名() 2 住所() 3 生年月日(年 月 日) 4 当該親権者について、該当する次の□にチェックしてください。 ☐ 年度市(町村)民税所得割が非課税である。 ☐ 年度市(町村)民税所得割が課税である。(当該親権者の課税証明書の提出の必要があります。)									
家庭状況等について(1、2の該当する数字を○で囲み、3、4は人数を記入してください。) 1 父母について ①両親あり ②ひとり親家庭 ③その他() 2 同居の祖父母の有無 ①有り ②無し 3 同居している家族(申請者を含む)の総人数 ()名 4 扶養関係のある別居している家族の人数 ()名									

裏面にも記入箇所があります。

(裏)

高等学校等の在籍期間									
(1) 現在、在籍している高等学校等の学校名、在籍期間を1に記入してください。									
(2) 現在、在籍している高等学校等の前に在籍した高等学校等があれば、2、3に直近のものから記載してください。									
高等学校等名					在籍期間				
1					年 月 日～ 現在				
2					年 月 日～ 年 月 日				
3					年 月 日～ 年 月 日				
大阪府「奨学のための給付金」以外の給付型奨学金の申請状況等									
(次のいずれかの□にチェックを入れ、申請している場合は奨学金名を記入してください。)									
☐ 申請している(奨学金名) ・ ☐ 申請していない									
口座振替の中出 ※口座は奨学生本人名義のものに限ります。下記に記載いただいた口座情報が確認できる資料(通帳の写し等)を添付してください。									
奨学費の支払については、今後、次の私名義の預金口座に口座振替されるよう依頼します。ただし、選定されなかった場合は依頼を取り消します。									
振込先金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫				支店 出張所		預金種別	☐ 普 通 ☐ 貯 蓄 ☐ その他	
口座番号	No.							(フリガナ) 口座名義	

※収入・所得(税情報等)の確認方法について

※市民税・府民税の申告を必ず行っただけで、①～③を選択してください。	
①教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意する。	
・「 年度 市民税・府民税・森林環境税証明書」等の提出が省略できます。なお、同意されても税情報等が確認できない場合は必要書類を求める場合があります。	
②教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意しない。	
・「 年度 市民税・府民税・森林環境税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の提出が必要となります。	
③「 年度 市民税・府民税・森林環境税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の書類を提出する。	
・ 年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録されていなかった方。	

[第2号様式 別紙3]

第 2 号様式

年度 大阪市奨学費申請者在籍確認表

年 月 日

大阪市教育委員会 様

学校名

学校長名

この一覧に記載する大阪市奨学費の申請者のうち、7月1日現在在籍を「有」と記載した生徒は、大阪市奨学条例第1条及び第3条第3号に該当するものであることを証します。

[illegible]